

2023年度 公益財団法人ノエビアグリーン財団 助成事業 応募要領

1. 助成の趣旨

児童、青少年の健全な育成や、スポーツの発展、普及に寄与するものです。

2. 応募資格

将来、世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すアマチュアスポーツ選手(18歳以下)。
公募開始(2023年12月1日)時点の年齢が18歳以下とします。また、プロ契約選手は対象外とします。

プロ契約選手(プロテストに合格した選手、プロチームに入団している選手、営利団体(スポンサー企業)からの金銭(公募開始時点より過去1年間で年間100万円以上)の授受が発生している選手)はご応募をお控えください。

3. 助成金額および助成対象期間

(1)年間の助成件数および各々の助成金額は、選考委員会において決定します。1件ごとの助成金額は、活動内容によって異なり、1件あたり上限300万円とします。

(2)助成対象期間は、2024年5月1日(水)から2025年4月30日(水)までの1年間とします。

※当財団の事業年度は毎年12月1日～翌年11月30日です。よって、今回の公募は、2023年度(2023年12月1日～2024年11月30日)の助成事業となります。

4. 助成金の使途費目

原則として直接活動費のみ対象。(1)助成対象となる経費と(2)助成対象にならない経費は以下の通りです。その他、「[応募要領P5\(よくあるご質問\)](#)」をご参照ください。

(1)助成対象となる経費

	費目	具体的な使途
1	謝金	外部コーチ・ボランティア・審判等に対する謝礼金 ※支払対象者と生計を一にする親族への謝金は助成対象外です。謝金の単価については、業務内容に応じた社会通念上、妥当な金額を設定してください。
2	旅費・交通費	活動に必要な旅費や交通費 ※支払対象者と生計を一にする親族の旅費・交通費は助成対象外です。 ただし、障がい者スポーツの選手については、介護者1名分の経費を対象とします。 <旅費・交通費の算出方法について> ・燃料費は始点・着点・移動目的を明記し、走行距離km×20円で計算してください。 ・有料道路料金は、出入口名を領収書に明記してください。 ETCを利用した際は、利用証明書(インターネット等で入手可)等内訳が分かる書類を提出してください。 ・飛行機や新幹線等の公共交通機関を利用した際は、始点・着点・移動目的・移動された方の属性を領収書に明記してください。 ・やむを得ない事由によりタクシーを利用した際は、始点・着点、タクシー利用の理由、移動された方の属性を領収書に明記してください。尚、基本的にはバスや電車などの公共交通機関をご利用ください。 ※提出方法の詳細については採択者さまに改めてお知らせします。

3-1	備品 消耗品費	活動に直接必要な什器・機器備品・文具等の購入費用
3-2	備品 消耗品費	<p>競技活動以外にも日常生活で使用可能な汎用性のある備品</p> <p>【条件】</p> <p>① 競技活動を実施する上で一部助成金から充当せざるを得ない経費であること。</p> <p>② 競技活動以外にも日常生活で使用可能な汎用性のある備品の<u>購入総額</u>は助成交付金額の10万円以内におさめること。</p> <p>※競技活動以外の目的にも使われる可能性がある備品の購入は極力控えていただき、高額な備品についてはレンタルを活用してください。ただし、上記2点の条件を満たす場合は助成対象とします。</p> <p>※こちらは助成交付金額に対する条件です。申請書に記載の希望金額ではありませんのでご注意ください。(採択の際、希望金額から減額し交付される場合があります。)</p>
4	制作費	活動に直接必要なユニフォーム・競技用衣装等の制作費用
5	通信費	活動に必要な郵送、宅配便等の費用
6	会場費	会場使用料に関わる費用等
7	修繕費	活動に直接必要な什器・機器備品や設備等の修繕費用
8	その他	上記経費項目以外の交付対象活動に直接的に関わる経費

(2) 助成対象とならない経費

	費目	具体的な用途
1	管理費	活動の拠点となる自宅の家賃・光熱費・通信費(電話代・Wi-Fi利用料含む)
2	備品 消耗品費	自宅等で恒常的に使うことを目的とした備品の購入費用(パソコン、コピー機、デジタルカメラ、プリンター等)
3	協賛金	協賛金やそれに類するもの
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券や図書券等の金券 ※外部コーチ・ボランティア・審判等に対する謝礼金の代替として、商品券や図書券等の金券で支給する場合も対象外です。 ・遠征先での食事代 ・領収書がないもの ・競技活動に直接関係のない費用

5. 応募手続

(1) 応募方法

『ノエビアグリーン財団 助成サポートシステム』(以下、『助成サポートシステム』)より、お申し込みください。

Step1: マイページを取得します。

Step2: マイページにログインして申請書類を作成します。

Step3: 申請書類を作成後、マイページの「提出」ボタンをクリックし、完了となります。

詳しくは「[申請方法のマニュアル](#)」をご覧ください。

(2) 提出書類 ※全て『[助成サポートシステム](#)』にて提出いただきます。

① 申請者基本情報(必須)

② 申請書別紙(必須)

③ 助成金使途内訳補足資料(任意) ※10枚以内におさめてください。

④ 推薦書(必須)

※推薦者: 選手の競技活動について熟知されているコーチや監督等。可能であれば、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)、または日本パラリンピック委員会(JPC)の加盟競技団体など、中央・地方競技団体の強化責任者(強化部長、監督など)による推薦。保護者による推薦はお控えください。

※推薦書に「捺印」は必要ございません。

※日本語のみ受け付けます。推薦者のコメントが日本語ではない場合、翻訳した和文を加えてください。

⑤ 保護者の同意書(必須)

※保護者の同意書に「捺印」は必要ございません。

⑥ 大会成績が証明できる資料(表彰状や順位表等)(必須) ※5枚以内におさめてください。

⑦ 住民票(ご本人確認のための書類)(必須)

※申請者ご本人の情報のみ(本籍と同一世帯の情報を省略したもの)が記載された住民票をご提出ください。

※必須書類につきましては、不足や不備があった場合は、無効となりますのでご注意ください。

(3) 応募期間

2023年12月1日(金) 9:00～2024年2月29日(木) 正午12:00

※正午12:00を過ぎますといかなる場合でも受付不可となります。ゆとりをもって申請手続きを完了してください。

<申請内容に関するお問い合わせ窓口>

公益財団法人ノエビアグリーン財団 事務局

T E L: 03-5568-3388 9:00～17:30 (土日祝日・年末年始除く)

メール: info@noevirgreen.or.jp

※年末年始の休日は、2023年12月27日(水)から2024年1月3日(水)までとなります。

<申請方法(Web操作)に関するお問い合わせ窓口>

ワイビーズインプルーブ株式会社 サポート担当者

メール: noevirgreen@yoshida-p.co.jp

※年末年始の休日は、2023年12月30日(土)から2024年1月3日(水)までとなります。

**※ご不明な点やご質問がございましたら、「[よくあるご質問](#)」をご確認の上、お早目にお問い合わせください。
お問い合わせは応募締切の前日2024年2月28日(水)までの受付となります。**

6. 助成の決定

採択結果は、4月下旬、当財団ホームページにて発表いたします。あわせて、『[助成サポートシステム](#)』にご登録のメールアドレスに通知いたします。郵送やお電話による通知はしておりませんのでご了承ください。尚、選考結果についての個別のお問合せには応じかねますのでご了承ください。

7. 助成金の交付時期

2024年5月中旬に全額交付します。

※助成金の振込みは、「円口座」以外は対象となりませんのでご注意ください。

※助成金振込口座は、選手ご本人もしくは保護者さま名義の口座に限ります。

8. 採択者さまオンライン説明会

採択者の皆さまにはオンライン説明会にご参加いただきます。

開催予定：2024年6月上旬

9. 活動経過等の報告および報告書の提出

- ・助成金交付後、6ヶ月後を目安に『[助成サポートシステム](#)』にて「中間報告書」を提出していただきます。
- ・助成対象期間中、必要に応じて、Web面談や活動場所へ当財団の事務局員が訪問し、見学させていただく場合があります。
- ・助成期間終了後2ヶ月以内に、『[助成サポートシステム](#)』にて「成果報告書」および「収支決算費目明細書」を提出していただきます。また、「収支決算費目明細書」の基となる領収書やその他必要書類については、原本を提出していただきます。ご提出いただきました領収書やその他の必要書類の原本は、確認後ご返却いたします。やむを得ない事由により提出が遅れる場合は、その旨を速やかに事務局にご連絡ください。こちらからのご連絡に応じず未提出の状況が続く場合は、助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

10. 活動計画および経費の変更について

やむを得ない事由により提出した申請内容と相違が生じた場合（活動スケジュールや助成金使途費目の変更等）は、その旨を速やかに事務局にご連絡ください。大幅な変更の場合は、『[助成サポートシステム](#)』にて「計画変更届」を提出していただきます。尚、変更内容が当財団の事業の目的に照らしてふさわしくないと理事会が認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部若しくは全部の返還を求めることがあります。また、計画や予算の変更によって、助成期間終了時に未使用残高が発生した場合には未使用額の返還を求めることがあります。

11. 当財団ロゴの使用について

当財団からの助成金で購入したスポーツ用具やユニフォーム等に可能な範囲内で当財団のロゴマークを入れてください。（ロゴマークのデータはご提供いたします。）

12. 個人情報の取り扱い

【利用目的】

申請者および採択者の個人情報については、本助成選考および助成の目的にのみ使用し、第三者へ提供・預託することはありません。また、採択者は、氏名・活動内容等を当財団関連の各種資料、報告書

や当財団ホームページ、SNS 等に公開させていただきます。尚、採択者のご紹介として、画像や動画のご提供、採択者紹介 VTR 制作およびインタビューにご協力いただく場合があります。

<参考> [採択者紹介 VTR およびインタビュー](#)

【開示、訂正、削除】

個人情報の開示、訂正、削除等のお申し出やその他のお問い合わせにつきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。尚、収集した個人情報は今後の助成事業の運営の参考資料とするため、一定期間保管いたします。

<個人情報についてのお問い合わせ窓口>

公益財団法人ノエビアグリーン財団 事務局

TEL:03-5568-3388 9:00~17:30 (土日祝日・年末年始除く)

メール: info@noevirgreen.or.jp

13. 助成の停止規定

次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の承認により、助成を停止し、助成金を返金していただきます。

- ・申請書類記載事項に虚偽があることが判明したとき
- ・助成を受けるものとして不適当な行為や事実が判明したとき
- ・助成金を目的以外の用途に使用したとき
- ・活動の中止または廃止の申請があったとき
- ・活動の報告が行われない場合、また活動が助成対象期間内に行われないとき
- ・死亡・傷病のため活動が行えないとき
- ・活動内容が採択時点の計画から大幅に逸脱するとき

14. よくあるご質問

■申請について		
1	応募は郵送でも受付可能ですか？	応募は「 助成サポートシステム 」にて受付いたします。郵送での受付は行っておりません。詳しくは「 申請方法のマニュアル 」をご覧ください。
2	申請時点では18歳ですが、助成対象期間中に19歳になります。対象となりますか？	“公募開始時点での年齢が18歳以下”としておりますので、対象となります。
3	”プロ契約選手は対象外”とありますが、”プロ契約選手“の定義を教えてください。	“プロ契約選手”とは、プロテストに合格した選手、プロチームに入団している選手、営利団体(スポンサー企業)からの金銭(公募開始時点より過去1年間で年間100万円以上)の授受が発生している選手となります。
4	申請時の推薦者はどのような方がよいですか？	推薦者は選手の競技活動について熟知されているコーチや監督等に依頼してください。可能であれば公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)または日本パラリンピック委員会(JPC)の加盟競技団体など、中央・地方競技団体の強化責任者(強化部長、監督など)による推薦が望ましいです。 <u>保護者による推薦はお控えください。</u>
5	他団体から助成を受けている場合も申請できますか？	申請可能です。 「 助成サポートシステム 」にて他団体等からの助成について入力いただく項目がありますので、そちらに入力をお願いします。ただし、営利団体(スポンサー企業)からの金銭(公募開始時点より過去1年間で年間100万円以上)の授受が発生している選手は“プロ契約選手”となりますので、助成対象外となります。
6	前期助成を受けた場合、今期も申請できますか？	今期も申請いただくことが可能です。
7	助成回数に制限はありますか？	助成回数に制限はありません。

8	電子申請した内容を修正できますか？	一度申請を完了すると、申請者が修正することはできません。完了される前に記入内容や添付ファイルに不備がないか十分ご確認の上、申請してください。万が一、申請内容を修正されたい場合は事務局までお問い合わせください。 TEL:03-5568-3388 9:00～17:30 (土日祝日・年末年始除く) メールでのお問い合わせはこちら
9	申請書類に不備があった場合、再提出の連絡がありますか？	いいえ。申請書類に不足や不備があった場合は、無効となりますのでご注意ください。また、応募資格を満たしていない場合は、選考の対象から除外されます。
10	助成金の申請金額の下限はありますか？	下限はありません。上限は300万円です。
11	申請した金額は満額受けられますか？	助成金額は申請内容に応じて、選考委員会で審議いたします。よって、助成金交付決定額は申請希望金額と異なる場合があります。
12	採択者対象のオンライン説明会への参加は義務ですか？	基本的にご参加いただくことを前提に申請をお願いしています。やむを得ない事情により急遽欠席される場合は事務局までお知らせください。
13	2023年度助成事業の助成対象期間は2024年5月1日～2025年4月30日ですが、助成事業の年度が「2024年度助成事業」ではなく「2023年度助成事業」と表記されているのはなぜですか？	当財団の事業年度は毎年12月1日～翌年11月30日です。よって、2023年度助成事業は2023年度(2023年12月1日～2024年11月30日)に該当するため、こちらの表記となります。
■助成金について		
14	助成金の使途として、保護者が選手のコーチや講師をしている場合、コーチまたは講師への謝金および交通費や宿泊費などは対象になりますか？	支払対象者と生計を一にする親族(保護者含む)への謝金および交通費や宿泊費などは助成対象外です。
15	コーチへの謝金について、助成対象限度額はありますか？	限度額は設定しておりません。尚、謝金の単価については、業務内容に応じた社会通念上、妥当な金額に設定してください。
16	助成金の使途として、試合や練習に同行する保護者の交通費や宿泊費などは対象になりますか？	試合や練習に同行する保護者さまの交通費や宿泊費などは対象外となります。ただし、障がい者スポーツの選手については、介護者1名分の経費(交通費・宿泊費など)を対象とします。

17	車移動の場合、燃料費や有料道路料金はどのように算出したらよいですか？	燃料費は始点・着点を明記し、走行距離km×20円で計算してください。有料道路料金は出入口名を証明書に明記してください。ETCを利用した際は、利用証明書など内訳が分かる書類を添付してください
18	助成金の使途として、パソコンやタブレット端末、デジタルカメラなど資産になるような備品の購入費は対象になりますか？	競技活動以外の目的にも使われる可能性がある備品の購入は極力控えていただき、高額な備品についてはレンタルを活用してください。ただし、以下①②の【条件】を満たす場合は対象とします。 【条件】 ①競技活動を実施する上で一部助成金から充当せざるを得ない経費であること。 ②競技活動以外にも日常生活で使用可能な汎用性のある備品の購入総額は助成交付金額の10万円以内におさめること。 ※こちらは助成交付金額に対する条件です。申請書に記載の希望金額ではありませんのでご注意ください。（採択の際、希望金額から減額し交付される場合があります。）
19	助成金の使途として、金券(商品券や図書券)は対象になりますか？	助成対象外です。外部コーチ・ボランティア・審判等に対する謝礼金の代替として、商品券や図書券等の金券で支給する場合も対象外です。
20	助成対象期間外に購入した物品等の代金は対象になりますか？	助成対象外です。助成対象期間内(5月1日～翌年4月30日)に発生した経費が助成対象となります。
■選考について		
21	選考は誰がどのように行ないますか？	4月上旬に外部有職者で構成された当財団の選考委員会にて選考いたします。
22	過去の応募件数、採択実績を知ることはできますか？	応募件数は毎年4月下旬、「採択者発表のお知らせ」にて公開しています。「 お知らせ一覧 」よりご確認ください。採択実績は「 採択者一覧 」よりご覧ください。

■助成金交付決定後について	
23	<p>採択結果はどのように通知されますか？</p> <p>採択結果は、4月下旬、当財団ホームページにて発表いたします。あわせて、「助成サポートシステム」にご登録のメールアドレスに通知いたします。郵送やお電話による通知はしておりませんのでご了承ください。尚、選考結果についての個別のお問合せには応じかねますのでご了承ください。</p>
24	<p>助成金はいつ交付されますか？</p> <p>必要な手続きが完了次第、5月中旬にご指定の口座に全額交付いたします。</p>
25	<p>助成金が余った場合はどのようにしたらよいですか？</p> <p>助成金が余った場合は返金させていただきます。申請時に目的に沿った助成金の使途計画を立てていただきますようお願いいたします。</p>
26	<p>助成金の取消・返還になるケースはありますか？</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の承認により、助成を停止し、助成金を返金させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類記載事項に虚偽があることが判明したとき ・助成を受けるものとして不適当な行為や事実が判明したとき ・助成金を目的以外の用途に使用したとき ・活動の中止または廃止の申請があったとき ・活動の報告が行われない場合、また活動が助成対象期間内に行われないとき ・活動内容が採用時点の計画から大幅に逸脱するとき